

平成 30 年

総務産経常任委員会会議録

平成30年3月6日

田上町議会

平成30年第2回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成30年3月6日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | | |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------|---------|--------|-------|
| 町 長 | 佐 藤 邦 義 | 地域整備課長 | 土 田 覚 |
| 副 町 長 | 小日向 至 | 産業振興課長 | 渡 辺 仁 |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | | |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書 記 | 渡 辺 真夜子 |
- 7 傍聴人
三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- 承認第 1号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について
- 承認第 2号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について中
- 第1表 歳 入
- 第1表 歳出の内
- 8款 土木費
- 議案第11号 田上町工場立地法地域準則条例の制定について
- 議案第16号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につ

いて

- 議案第 17 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 25 号 田上町道路線の認定について
- 議案第 26 号 平成 29 年度田上町一般会計補正予算（第 12 号）議定について
- 中
- 第 1 表 歳入
- 第 1 表 歳出の内
- 1 款 議会費
 - 2 款 総務費（1 項 1 目・3 目・7 目・11 目）
 - 5 款 労働費
 - 6 款 農林水産業費
 - 7 款 商工費
 - 8 款 土木費
- 第 2 表 継続費補正
- 第 3 表 繰越明許費
- 第 4 表 地方債補正
- 議案第 27 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）議定について
- 議案第 28 号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 議案第 33 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 4 号）議定について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 皆さん、おはようございます。ようやく少し春めいてきたのかなという、あんなにたくさんあった雪がうそのようになくなりましたけれども、ここは排雪場ということで出払ったのでしょうか。ようやく待ちに待った春が来たかなという感じがします。

きのうは、田上中学校の卒業式、ご苦労さまでした。23日には、小学校の卒業式でございますけれども、私個人的にはきのうの中学校の卒業式はちょっとぐっときまして、知っている男の子が最後に、歌の前で、先生に向かって感謝の気持ちを述べたとき泣いて、私も小学校時代からよく知っている子なので、非常に感動、ぐっときたものがございます。ちょっと涙腺が弱ったところがございますけれども、若い人が巣立っていくことは決して悪いことではないので、これからの田上町のためにぜひ頑張っていただきたいなというふうに期待しているところであります。挨拶にならない話になりましたけれども、それでは、町長のほうからご挨拶をお願いします。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。

昨日は、今ほど委員長さんのほうからお話がありましたように、田上中学校の卒業式ということで大変ご苦労さまでございました。今のお話のように、最近だんだん田上中学校の卒業式というのはすばらしいなと感じてきたところでありますけれども、今お話しのように大変感動できて、この卒業生というのは田上小学校時代に大変問題があった生徒ですが、中学校になってから、子どもたちが非常に元気よく、やはりもともとエネルギーを持っている子どもたちだなというような感想でございましたが、大変立派な卒業式でありましたし、3年間部活等も一生懸命やったようでありますので、本当にすばらしいことだなと思っているところであります。いずれにいたしましても卒業式といった、これからも小学校、幼稚園のほうでの卒園式も含めましてございますので、議員の皆さんからまたご出席いただければと思っております。

今日は、10案件ほど付託した案件ありますが、特に承認第1号、2号につきましてはこの大雪の処理の専決でありますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

あとは、条例の制定、一部改正、そして29年度の補正予算、特別会計のほうの補

正予算でございますので、よろしくご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） ありがとうございます。

本委員会に付託されました案件は、皆さんのところにお配りしておりますけれども、承認第1号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告、それから承認第2号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告、それから議案第11号 田上町工場立地法地域準則条例の制定について、議案第16号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、それから議案第25号 田上町道路線の認定について、議案第26号 平成29年度田上町一般会計補正予算議定、歳入歳出は記載のとおりであります。それから、議案第27号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の議定について、それから議案第28号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定について、それから議案第33号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定についてでございます。たくさんございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事に入る前に、議案第25号 田上町道路線の認定について、これを委員会として現地調査を行いたいというふうに思っておりますので、まずこの現地調査を先にやりたいと思っております。よろしくお願ひします。

皆さんにお配りした参考資料1枚でございますけれども、これをちょっと執行側のほうから説明、概略だけでいいですね。

地域整備課長（土田 覚君） おはようございます。それでは、議案第25号の関係でございますけれども、現地に皆さんのほうから行っていただきますトビガサワ線の町道認定でございますが、そのトビガサワ線につきましては農道鳶ヶ沢線1号線として開設されたものでございまして、そこを一元管理したいことから、町道に編入するために認定をお願いするものでございます。農道鳶ヶ沢線1号線のこの赤の部分につきましては、樹園地への路線として開設されましたが、現在受益面積は2ヘクタール以下しかなく、補助事業等の対象外となっていることや、お手元の資料のとおり、周囲の路線については既に町道認定されていることなどを考えまして、一元管理するために町道に編入したいものでございます。これから案内しますので、よろしくお願ひします。

なお、現地は先週の土曜日に果樹組合のほうから要請を受けまして除雪を行ってございます。ただし、天井まで行きますが、ハイエースでは行けませんので、現地

の麓に、起点は十分出しておりますので、起点のところから2回に分けて終点まで、私どもの黄色いパトロールカーでご案内したいと思いますので、どうも道幅が普通乗用車1台ぐらいしかありませんので、私確認しておりますので。起終点にはポールを目印に立てておりますので、これからご案内していきますので、よろしく申し上げます。1,250メートルの延長でございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今、今日配付されたペーパーの説明がございましたけれども、それではこれから現地へ確認に行きまして、戻り次第、再度この場で再開したいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、申し上げます。

午前 9時06分 休憩

午前10時02分 再開

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、総務産経常任委員会、再開いたします。

三條新聞さんから傍聴の申し出がありましたので、これを許可しておりますので、ご承認よろしく申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

最初に、議案どおりに進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

承認第1号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））及び承認第2号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告につきまして説明をお願いいたします。

総務課長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。それでは、ただいまより上程になりました承認第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

議案書の3ページからになりますが、承認第1号 専決処分の報告ということで、1月24日付けでやむなく専決処分をさせていただいた内容であります。内容は、何度も申し上げておりますが、今回の雪のために町道路線の除雪関係経費について不足が生じたために、おおむね6回分の一斉除雪の出動経費をお願いしたものであります。総額は、5ページからになりますが、一般会計補正予算（第10号）ということで歳入歳出それぞれ1,861万4,000円の追加であります。

歳入については、議案書の10ページになりますが、10ページ、歳入、19款繰越金ということで除雪経費の財源ということで1,861万4,000円を充てさせていただきました。

歳入については、以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、歳出のほう、説明させていただきます。

11ページ、よろしいでしょうか。11ページになります。8款1項3目の除雪対策費でございますが、1,861万4,000円の追加をお願いしたものでございます。内容につきましては、職員手当、需用費、役務費、委託料、原材料費のおのおのでございます。その委託料でございますが、1,366万円の追加をお願いするものでございますが、今後6回分を見込んで専決をさせていただいたものでございます。当初予算は、7回分を見てございまして、今後6回分を追加したものでございます。町道は一斉除雪、車道20台、歩道1台の計21台で行いまして、大体1回当たり260万円から280万円かかるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

総務課長（吉澤深雪君） 続きまして、承認第2号であります。ページ、議案書の12ページからになります。同じく一般会計補正予算の第11号の専決処分の報告ということでありまして、2月6日付けでお願いしたものであります。内容については、14ページからになりますが、同じく1月24日付けで専決処分行いましたが、それでもたび重なる寒波の襲来、あるいは今後も豪雪や寒波が予測されたことから、さらにおおむね15回分の一斉除雪の出動経費とともに、除排雪作業等の経費を増額させていただいた内容であります。14ページ、一般会計補正予算（第11号）ということで歳入歳出それぞれ1億256万8,000円の追加をお願いいたしました。

歳入であります。ページにしますと19ページになります。19ページ、歳入ということですが、除雪経費の財源として18款繰入金、2項1目財政調整基金から5,684万3,000円を繰り入れさせていただくということでありまして、19款繰越金については、28年度からの繰越金全額ということで4,572万5,000円を繰り入れさせていただいた内容であります。

歳入については、以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、20ページお願いします。歳出のほうでございます。8款1項3目の除雪対策費でございますが、1億143万円の追加をお願いしたものでございます。先ほどもお願いしました1月24日付けの専決でさらに足りなくて、雪が多くて、おおむね15回分の出動経費や、雪の降り方がすごく、排雪作業経費が非常にかかったものですから、1億143万円の追加をお願いしたものでございます。

3節の職員手当ですが、職員等の超過勤務手当でございますし、11節の需用費、

消耗品というのは何ですかと言われるので説明しますが、除雪車のタイヤチェーンやソリ、センターエッジ等の消耗品でございます。

次に、ここが一番大きいのですが、13節の委託料、今後15回分の出動経費、約4,000万円、排雪費用、13班掛ける14回ということで5,570万円、合わせて9,570万5,000円の追加をお願いしたものでございます。また、その他事業の修繕費でございますが、除雪機械の修理や消パイ等の修理の費用でございます。

なお、この15回のうち8回分ぐらい使いましたので、7回分の出動経費は残るものと思っていますし、排雪費用は今集計してございますが、約半分くらいは残りそうなのかなんていうふうに思っています。決算のところでご説明申し上げますが、最終的にそういう費用がかかりまして、雪の降り方で2月6日付けでやむを得ず専決させていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 2案件につきまして説明が終わりました。

ただいま説明のありました2案件につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 歳入のところでちょっと聞きたいのですけれども、承認第1号で繰越金充てて、第2号で繰越金、それで繰越金で足りなくなったので財調からというような考え方でよろしいのでしょうか。これ手続上、こういって繰越金がなくなれば財調という流れで問題はないのかという点、1点確認と。

それから、今回各市町村、除雪費用かさんだわけなのですから、これ国からの支援とか、来年度といいましょうか、30年度の予算に当たって交付税に算入して返ってくるとか、そういう国からの支援とか、そういうのはないのか、ちょっと確認させてください。

総務課長（吉澤深雪君） まず、1点目でございますが、おっしゃるとおり財源的には委員おっしゃるとおりでありまして、まず繰越金充てさせていただいて、それ全部もう使いましたということで、あともう財源がないものですから、できるものは財政調整基金からかなということで充てさせていただきました。

2点目についてでございますが、国からの支援ということでいろいろこの雪で行政なり町村会も市長会もそれぞれ国のほうに別に要請していることもありまして、情報によると、本年度に多分社会資本整備なりの国の補助金ということで見てくれるのではないかなというようなことを、そういう情報も入っていますので、そのあたりを期待しているかなということであります。特別交付税についてはまだ額決まって

おりませんが、とりあえず通常3月に交付するものを、1,200万円程度については今回2月に前倒しで交付というようなことであります。特別交付税も全額ではありませんので、どのぐらいになるかはまだ見えてはいないのですが、あとは国からの、国交省からの補助金というのはどういうふうな形で配分されるかなというものを今期待しているところであります。

以上であります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかご質疑ございますか。

ないようですので、それでは承認第1号及び第2号の質疑は終了いたします。

続きまして、議案第11号及び16号、17号を一括で説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長（渡辺 仁君） ご苦勞さまで。それでは、私のほうからご説明申し上げます。21ページをお開きください。

議案第11号 田上町工場立地法地域準則条例の制定についてでございます。条例の本文は22ページでございます。今回の条例制定についての背景をお話いたします。工場立地法（昭和34年法律第24号）の改正により、町村への届け出事務等について権限移譲が昨年4月1日、29年4月1日より行われました。その権限移譲というのは、工場立地法の準則に定められております緑地等を含む環境施設の基準がございませけれども、それを各町村で緩和することができるようになりました。そういうことで工場立地法に定める緑地等の率を緩和し、新設工場の誘致及び既存工場の増築等の対応可能とする法令整備を行い、産業振興及び地域経済の向上を目指すということでございまして、町村ということを行いましたので、市の場合は、市の段階においてはもう権限移譲されておりまして、この準則条例というものを設けて、緑地とかを含む環境施設のパーセンテージ割合を下げているところについては新潟市、三条市、五泉市、上越市、南魚沼市の5市がございませ。

それで、工場立地法の概要として特定対象工場ということで特定工場という呼び方をしているようございませけれども、業種としては製造業、それと電気、ガス、熱、各供給業者ということになってございませ。この定義では、敷地面積が9,000平米以上、または建物の建築面積が上からの投影面積になります。ですので、ひさしがずっと長ければ、その分も建築面積に含まれますけれども、それが3,000平米以上の場合はこの工場立地法準則により敷地面積のうち緑地が20%、それを含む環境施設、プラス5%なので、環境施設全体で25%以上のものを設けなければならないということになってございませ。

それで、制定の趣旨としましては、工場立地法の規定に基づき、同法の規定及び

区域基準に基づき緩和を行う条例を制定することができるということでございまして、今回この条例を制定させていただくというものでございまして、本文のほう見ていただくと、趣旨ということで中段のところに法第4条、この規定により公表された準則にかえて適用すべき準則を定めるものとするということでございまして、第3条のほうにそれぞれのっておりまして、準工業地域については緑地が100分の10以上、そしてそれを含めた環境施設の面積の割合が100分の15以上、工業地域においては緑地面積を100分の5以上、環境施設面積を緑地を含めて100分の10以上というふうに、これは言われているところの最低限ラインまで下げられるということでございまして、今回このように下げさせていただくための田上町工場立地法の地域準則条例を定めさせていただきたいということで提案申し上げましたので、よろしくお願ひします。

説明は以上です。

総務課長（吉澤深雪君） では、続きまして議案第16号、議案書のページにしますと36ページからになります。議案第16号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、あわせまして、ページめくりまして38ページになりますが、議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

ここに1月29日に開催いたしました特別職の報酬等審議会の答申ということで、本日資料を用意させていただきましたが、1月29日開催の特別職報酬等審議会の答申をいただきましたので、答申書の写しであります。この答申を尊重しまして、平成30年4月より特別職の報酬等をそれぞれこのとおりに改正をお願いしたいということであります。

なお、内容的に見ますと、もう一枚添付しましたが、県内の10町村のそれぞれの給料及び議員報酬等の一覧表を用意しましたので、ごらんいただきたいと思います。上の段については、平成29年4月現在のそれぞれの報酬、給料等でございます。これによりますと、町村、3番目に定めてありますが、町長については県内で6番目、副町長は8番目、教育長については県内最低位の10番目というようなことありますし、議員におかれましては全て、議長さんはじめ議員におかれましては7番目というような状態です。これについては、その下に改定案ということでありますが、それぞれ昨年の報酬審議会の内容を踏まえまして、各委員の意見を参考に中段程度、6番目までに引き上げるというようなことで考えた場合、おおむね3%の報酬の引き上げが必要だろうということになります。ただ、教育長については他の町村と比べ、かなり低過ぎたことから8.2%の引き上げが必要ということで改定案を

組みました。その結果、それぞれ全ての特別職におかれましては県内町村の6番目というような形で改定案を組みました。

それで、町長は6番目ということで71万8,000円、その下に改定差額、現行との月額差額が2万1,000円というようなことであります。あと、それぞれ年間の給料、あるいは期末手当等の差額、それから共済費、社会保険相当分ではありますが、これらの引き上げ相当を影響を見ますと、年間で320万円ほどの影響額というふうなことで見込んでおります。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、説明が終わりました。

これから質疑に入りますけれども、まず議案第11号につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

なければ、ちょっと1点だけ教えてください。

まず、この第3条の表の準工と工業地域の法律は何%なのかというのをもう一回。先ほど20と25とおっしゃったのですけれども、これは準工のことですよ。

産業振興課長（渡辺 仁君） 今までの移譲される前、改正前までは地区とかの設定がなく、その町村における部分でいくと緑地が20、環境施設の部分を含んで25という規定しかなかったと。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それは準工、工業、同じ。

産業振興課長（渡辺 仁君） 同じことです。全域がその割合になっていたのですけれども、それぞれ準則条例を定めることによって準工とか工業とか、一般の地域とかということで定められるということになったのです。そういうことです。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） わかりました。

もう一点教えてください。この準則条例があるところは、さっき5つの市と言いましたか。

産業振興課長（渡辺 仁君） はい。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） ここ、三条、五泉、新潟と。

産業振興課長（渡辺 仁君） 早口で言って申しわけございませんでした。ゆっくり言います。新潟市、三条市、これはともに29年度条例制定しております。あとは五泉市、上越市、南魚沼市、これは以前ということでございます。お願いします。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） ありがとうございます。

そのほか質疑なければ、関係しますので、議案第16号、17号につきましてご質疑のある方、ご発言願います。よろしいですか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

続きまして、今ほど現地視察してまいりましたけれども、議案第25号 田上町道路線の認定につきましてを議題といたします。

説明を求めます。

地域整備課長（土田 覚君） 午前の冒頭に現地へ行っていただきまして、大変ありがとうございました。非常に雪が多くて大変ご迷惑おかけしました。したがって、町道路線の認定でございますが、58ページの議案書になります。整理番号が499番としまして、路線名、トビガサワ線ということで起点、終点、皆さん方から現地見ていただいたとおりでございます。延長が1,250メートルでございますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

現地を見ていただいておりますので、説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

ご質疑のある方、ご発言願ひします。

11番（池井 豊君） 上程することはいいのですけれども、説明の中で、今まで農道だったのが農家の数が少なくなって、農道としてのお金が来なくなったので町道にするみたいな話があったのですけれども、このまま農道にしておくのと町道にするのとのメリット、デメリット聞かせてもらいたいのと。

これここに限らず、農道にしておくよりも町道にしておいたほうが交付税算入とか、そういうふうな面で得だとか損だとか、そういう全体の財政を見たときに町道にしておいたほうが得なのか、農道にしておいたほうが得なのかとか、そういう判断はどのようになっているのか、ちょっとお聞かせください。

地域整備課長（土田 覚君） 冒頭お話ししましたとおり、この鳶ヶ沢1号線というのは農道名でございますが、当時農地開発したときに農林省の関係の補助金が入っておりますので、町道認定にはできなかったということでございます。したがって、受益面積が当時は2ヘクタール以上あって、農地開発をしたわけなのですが、それがもうなくなって、補助事業も受けられなくなったということであれば、先ほど委員おっしゃったように、町道にすれば交付税の措置がございますので、大幅に得だとは言いませんが、有利になりますし、今のままですと、農道ですと長寿命化計画を作らなければならないこととなります、こちらのほうで。橋梁というものも今回私どもほうに、町道に移管されるわけですが、それも5年に1回の当然点検が入ってきたりしますので、そういう長寿命化計画を作る費用とか、そう

いう部分を考えるのであれば、町にとっては町道に認定したほうが得というふうに思われます。

以上でございます。

11番（池井 豊君）そこは、私も理解していて、そう思うのですが、逆に産業振興課長に聞きたいのですけれども、現在農道になっているようなところで、逆にそのように町道にしてしまったほうが交付税算入されて、いろんな支援の上で得だというような道路というのはほかにもあり得るのでしょうか。そこら辺は確認できないのか、ちょっと聞かせてください。

産業振興課長（渡辺 仁君）今のところ、うちが正式に農道として管理しているのはこのぐらいしかないものですので、ちょっとはつきりしませんが、これも当初は要は先ほど土田課長が話したとおり、国の予算を入れてやっているものですから、正式に農道台帳にのせて、農道の管理をしておけと言われたのですけれども、だめもとで県に聞いたところ、もう年数も経過しているので、市町村の判断で町道認定して、それで町道サイドとしての長寿命化とか橋梁の点検の部分やってもいいですよということを言われましたので、そういうことにしたのですが、ただほかでというと、そこまでの苦勞をしているような路線も見当たらないのかな、今のところは施設的にその道路ぐらいしかないものですから、余りそこで補助金がどうのこうのというような話はないのですが、また改めて全部調査をしてみますけれども、特に附帯設備、こういった10メートルを超えるぐらいの長さの橋があったりすると、大分その辺での点検の費用とかもかかってくるので、単費でやるよりはということ考えるのですけれども、ほかに橋が附帯してあるような道路というのはほとんどないので、今のところは大丈夫なのかなと私は思っております。

以上です。

11番（池井 豊君）私もまだ調査不足であれなのですけれども、同規模の人口の町村を見ると、ほかは何か財政が豊かなのです。私は、ここら辺に実はキーポイントがあるのではないかと考えていて、要はよその町村では、そういう無駄と言ったらおかしいのですけれども、農道とか林道とかを町道に組み入れて、町道の延長距離が長いということにして交付税をうまく取り込むような策をやっているのではないかと考える節もあるのです。まだちょっと私もちゃんと調べていない。なので、ぜひ農道、林道で、それ町道に組み込んだほうが得だと言ったらいいのでしょうか、そういうような方向があるのかどうかというのをぜひこの際ですので、調査してもらえればと思います。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君） 若干補足というか、説明させていただきますが、本当は農道や林道で管理するよりも町道認定したほうが普通交付税がかなりメリットが大きいです。全然段違いの差があります。今、実は調べてきませんでした、どのぐらい延長なり面積があると幾らというのはちょっと今用意していなかったのをお答えできないのですが、かなり、圧倒的にメリットが大きいですから、町道認定できるものであれば、全て町道認定してきております。今ある程度、昔、補助金をもらって林道等、整備したものについては縛りがあるものですから、なかなかすぐにはできなかったものでありますが、それは縛りがとれる理由があれば、可能なものであれば、町道認定のほうをして管理をしていくという形で今進めておりますので、再度また見直しをしておりますし、また移行できるものがあるのであれば徹底的にしていこうと予定であります。

以上であります。

6番（椿 一春君） ちょっと質問がずれるかもしれないのですが、今ほど説明の中で町道認定できるものがあれば、したほうが得だというものになっているのですが、以前にも何かいろいろ、町道認定にかかわるのですけれども、その町道認定できないような条例の中で幅とか、その辺で問題になるものは何かあるのでしょうか。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 今のは、町道認定の規則について……

（基準だろうの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 基準、4メートルで……

地域整備課長（土田 覚君） 条例の中で町道認定基準がございますので、幅員は何メートルとか、例えば尻尾切れ、突き当たりに退避場がなければだめだとかという基準に沿えば認定はできます。ただし、一番最後に町長が認めるという文言がありますので、その辺はあれなのですけれども、町道に認める認定基準がございますということで、後で条例を見ていただければと思います。

以上でございます。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかご質疑。

なければ、議案第25号につきましてはこれで質疑を終了いたします。

では、続きまして議案第26号、それから27号、28号、33号、合わせて4議案一括で説明していただきたいと。

では、よろしく申し上げます。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、59ページからになります。議案第26号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第12号）になります。歳入歳出でそれぞれ1億9,256万4,000円を追加するというものであります。歳入歳出については、このほとんどは年度末になって事業の確定、あるいは見込み等により、歳入歳出それぞれの増減整理をお願いする内容になっております。それ以外に第2表、継続費の補正なり第3表の繰越明許費、第4表、地方債の補正ということであわせてお願いしておりますが、まずページめくりまして64ページ開きますと、第2表、継続費の補正ということでありまして、2款総務費のまちづくり拠点整備、いわゆる道の駅、交流会館の関係であります。これについては施工業者が決定しまして、施工監理者との打ち合わせの結果、工事の工程が当初の予定よりも早められる見込みであるために、31年度に予定していた年割額を29、30年度にそれぞれ前倒しをして執行していきたいということで継続費の補正をお願いする内容であります。

続いて、第3表、繰越明許費であります。8款土木費ということで道路橋梁の社会資本整備総合交付金事業（維持）ということであります。1,349万9,000円、これについては国の補正予算を受けまして、社会資本整備総合交付金の道路橋梁費を計上するなどお願いしておりますが、年度内での完成が見込めないために繰越明許をお願いしたいということでもあります。

続いて、65ページ、第4表の地方債の補正であります。道路整備の限度額ということで補正前2,950万円を補正後10万円引き上げて2,960万円をしたいというものであります。地方債については、借り入れ限度額を事業費の見込みにより引き上げが可能ということでありますので、限度額の引き上げをお願いしたいということでもあります。

続いて、歳入に入りますが、68ページお開きください。歳入については、冒頭に言いましたとおりにそれぞれ実績見込み、あるいは交付決定等によりそれぞれ増減等をお願いしているものであります。

1款町税については、町民税ということで、個人については959万7,000円の追加、法人については296万8,000円というようなことで追加が見込めるということでもありますし、2項固定資産税については1,150万6,000円、これについては償却資産の関係で当初よりも見込めるというようなことでもあります。

それから、2款地方譲与税、3款利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金とありまして、続いて70ページの地方特例交付金まであります。今までの交付実績に基づいて見込める額をそれぞれ増減整理ということで

上げさせていただいております。

それから、10款地方交付税については、普通交付税の決定に伴い、差額分を今回2,600万円ほど追加をさせていただく内容であります。

12款分担金については、農林水産の負担金ということで排水機場の管理の負担金について追加を受け入れるものということであります。

14款国庫支出金については、1項国庫負担金ということで民生費国庫負担金については社会福祉費、あるいは児童手当の負担金ということで見込み、交付決定に伴いそれぞれ増減整理をしております。

次、衛生費の国庫負担金も同じような内容でありますし、71ページの下段にありますが、2項の国庫補助金、総務費であります。1目総務費国庫補助金、総務管理費の補助ということで社会資本整備、いわゆる道の駅の関係であります。資本整備の交付金、当初に対して90%の採択率ということでありまして、10%分、1,000万円程度の減額としております。

2目は、民生費の国庫補助金、それぞれ説明欄にあるとおり障害者の自立支援、あるいは臨時福祉給付金の関係を整理させてもらうというものであります。

それから、4目土木費国庫補助金であります。道路橋梁費の補助金ということで社会資本整備の総合交付金1,364万6,000円の減額、これについては当初の採択率が76%程度というようなことで減額をさせていただいております。ただし、その下に同じ社会資本整備の交付金であります。追加補正ということで、国の補正ということで、1次補正ということで今回743万5,000円を追加させていただいております。

それから、その下の都市計画費、集約都市形成支援事業の関係であります。それぞれ採択率等の関係で減額としております。

教育費については、実績に伴い減額しております。

ページめくりまして72ページであります。国の委託費については才歩川水門操作業務との関係でトンネル補助により追加するというようなことでございまして、15款県支出金についても国同様に、民生費の社会福祉費、あるいは児童手当の負担金、衛生費、農林水産業費については地籍調査の関係であります。それぞれ決定等により、あるいは見込みによりそれぞれ減額としております。

それから、73ページに入りますが、県の補助金、民生費の補助金については社会福祉費、それぞれ説明欄にあるとおりでありますし、民生費、衛生費、労働費、あるいは農林水産業費、決定、見込み等、それぞれによって増減整理を行っております。

す。

73ページの下欄であります。16款の財産収入、財産貸付収入ということで教員住宅の関係であります。入居者2人から、年度途中からであります。4人ということで60万円ほどの追加をお願いするものでございます。

ページめくりまして74ページになりますが、同じく財産収入で財産売払収入、不動産の売払収入ということで288万6,000円の減額であります。これについては重点道の駅の関係で当初県に売却を予定していたものを4,000万円程度見込んでいたのですが、県との協議の結果、売却額は3,600万円程度に落ち込みましたので、その県の関係については430万円ほど減額となりました。面積案分では内容については、以前の特別委員会で説明してありますので、ここではもう既に終わっておりますが、430万円程度の減額となっております。ただし、それ以外に民地の関係とか、法定外公共物の関係で130万円ほど追加となっておりますので、あわせて増減ということで差額ということで相殺して290万円程度の減額ということで見ております。

17款寄附金については、指定寄附ということで匿名で、福祉に役立ててほしいということでいただいたものを受け入れされております。

それから、18款繰入金、1項特別会計繰入金ということで、後期高齢者の繰り入れ、あるいは水道会計の繰り入れ、それぞれ決定により追加をお願いするものでありますし、75ページに入りますと、基金の繰り入れということで財政調整基金の繰り入れについては、財源措置として見ていた財政調整基金からの繰り入れ全体で1億4,100万円ほど減額できるということで、今現在最終的には財調の繰り入れ1億1,070万円ということでいけるだろうということで見込んでおります。

それから、2目生涯学習センターの設立基金繰り入れということで857万円の追加をお願いしておりますが、これについては国の交付金との関係の減額に伴いましてその差額分、不足分をこの基金からの繰り入れをお願いしたいということであります。

それから、音楽振興基金は実績に伴うものでありますし、最後は5目減債基金については7,280万円、12月議会で議決いただきましたが、これについては取りやめをしたいということであります。内容については、本田上工業団地の関係で不動産の取得ということで議決をいただきましたが、それについては先回の時にもお話ししましたが、売却のめどが立ったことから、この不動産の取得自体が必要なくなったということでありますので、最終的にはもうそれに伴う契約、土地取得費は減額しておりますが、ここでも財源として見ていたものについても今回取りやめをお願いしたいということであります。

続いて、20款諸収入であります。5項2目雑入で、3目還付金及び交付金であります。市町村振興協会の交付金、これについては当初見ていた額からの減額ということで交付決定により減額しております。

4節の雑入、県単医療に係る高額療養費の立替分や介護予防サービスの給付費、あるいは児童クラブの利用料と、いろいろありますが、決定・見込み等によりそれぞれ増減整理を行っております。

ページめくりまして76ページになりますが、21款の町債であります。事業の確定、あるいは見込み等により、それぞれ増減の整理をお願いしているものであります。

歳入についての説明は、以上になります。

議会事務局長（小林 亨君） 歳出に移りますけれども、77ページになりますが、1款1項1目議会費ということで86万円の減額をお願いするものであります。内容につきましては会議録作成委託料、実績見込みにより減額するものであります。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君） 続いて、2款総務費であります。1項総務管理費、1目一般管理費ということで711万6,000円の減額であります。内容については契約の請け差等により減額をするものであります。

事務器借り上げ、これはL G W A N とかの関係でありますし、総合行政システムは主に財務会計システム、ある程度の当初見ていたよりもカスタマイズとか、その辺の関係で減額を予定しております。あと、情報事務器の借り上げ、地域情報化については情報系サーバーのリース契約の関係であります。

それから、3目財産管理費についてはこれも契約請け差で、財務諸表の委託料の関係であります。契約による関係であります。

ページめくりまして78ページになりますが、7目企画費であります。165万4,000円の減額ということで、ふるさと応援寄附金の支援の委託料であります。返礼品等について8節等の関係もあります。8節報償費の湯田上温泉なり湯田上カントリークラブの利用券の関係を8節からということで組み替えてやっております。その関係で委託料の関係、委託料は返礼品も含めて委託料でありますので、その関係で若干この程度不要となるだろうということで減額させていただいた内容であります。

11目のまちづくり拠点整備の関係であります。これについては契約請け差等で交流会館の実施設計の委託料、契約の確定等に伴い減額等しております。ただし

一番下に15款工事請負費500万円ということで追加しておりますが、これについては交付金の有効活用、有効利用するために委託料で減額したものについて、工事請負費に当てはめて交付金を消化していきたいということで今回このような形をとらせていただいております。

2款についての説明については、以上であります。

産業振興課長（渡辺 仁君） 続きまして、83ページでございます。5款1項1目労働諸費でございます。47万円の減額をお願いするものでございまして、これは地方バス路線対策補助金ということで、額の確定によりまして減額をお願いするものでございます。主な原因としましては修繕料の減、見込んでいたよりも修繕料が少なかったということでございます。

続きまして、84ページ、6款1項3目農業振興費でございます。206万2,000円の減額をお願いするものでございまして、説明欄、農業振興事業ということで186万6,000円の減額をお願いするものでございます。農業振興地域整備計画策定業務委託料ということでございます。これについては、28年、29年の2カ年で行うということでございましたけれども、途中からというか、下水道事業の雨水調整池等の農振除外と編入の手続のほうが優先というか、早目に行わなければならないということでございまして、農振除外というのは、農振除外の案件が1つあると、その手続、最後に12条報告というものを行うのですけれども、それが終了して、今度編入の手続というふうに順番を踏んでいきますので、何カ月間かはかかるのです。ですので、本来であればこの下水道事業の部分が出てこないと年度内に、私どもの策定業務委託のほうは終わったのですけれども、そちらのほうが優先度が高いということでそちらをしましたもので、最後のほうの部分が終われないということになりましたので、その部分、減額をさせていただいて、平成30年度に続きの部分、最後の部分まで行いたいということでの減額でございますので、よろしく申し上げます。

それと、その下、農業振興整備事業ということで19万6,000円、これは補正でお願いしましたが、園芸生産促進事業補助、事業の確定により減額をするものでございまして、園芸用のパイプハウス1棟のいわゆる農林県単の補助事業の減額ということでございます。

それと、4目の水田農業構造改革対策事業費ということで32万円追加をお願いするものでございまして、説明欄の機構集積協力金交付事業ということで、いわゆる農業をリタイアした方に本年度から反当2万5,000円、この方、湯川の方で、128アールでございますので、32万円の交付ということでございます。

それと、6目農地費ということでございます。1,545万6,000円の減額でございます。農地一般事業1,117万3,000円の減額をお願いするものでございまして、13節の委託料30万円の追加をお願いするものでございまして、田上郷排水機場管理委託料ということでございます。これについては、新年度予算からまたこの関係についてはお願いするものでございますが、田上郷排水機場、そちらにありますけれども、6号機まであるのですが、そのうちの4号機と5号機のポンプが動作不良を起こしております、その確認作業料ということで増額となっております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金の316万円の減額についてでございます。新津郷排水機場維持管理負担金ということでございます。これについては、新津郷土地改良区と新潟市、田上町でそれぞれ排水経費の費用負担を行っておるのですが、数年前から山田川が才歩川にドッキングして、新津郷に排出される部分が減ったと。一部もう入っている部分もあるのですが、この辺で見直しが必要だろうということで大きな土地の移動があった場合、見直しをするということになっておりまして、ちなみに前回の見直しは16年と18年にそれぞれ行ってございます。それで、今の負担割合、5.7%というように決まっておったのですが、先ほど申しましたとおり、山田川が才歩川にドッキングして、大分流域の面積が減りました。それで、3者で協議して再計算をしたところ、田上町は5.7%から3.1%、2.6%落ちました。その部分がそっくり新潟市が61.9%が64.5%、新津郷土地改良区は従前も32.4%と、たまたま新津郷土地改良区さんの負担割合は変わらなかったわけでございますけれども、そのような結果となりまして、昨年4月1日に協定書を締結したところでございます。もちろんそんなことでございますので、29年度の当初予算の段階ではまだ田上町は5.7%の負担割合でございましたし、新潟市も61.9%と、低目の負担割合だったのですが、新潟市さんも4月1日に調印したわけですので、補正でその分、増額したし、田上町についても新たな3.1%の率でいいですよということでございましたので、今回その差額分、5.7%から3.1%に減る分で316万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、85ページ、8目の多面的機能支払交付金事業34万2,000円でございます。これについては、資源向上支払交付金ということで、その中の共同活動交付金ということでございます。これについては、5年以上継続しているとか、長寿命化交付金を受ける地区は全体の100%事業の75%という決まりでございまして、うちのほうは田上郷、曾根、中店、湯川、与五衛門ともに75%地区で予算を計上しておりました。ただ、中店、湯川、与五衛門というのは昨年の4月に新津郷の広域組織に

参加いたしまして、広域組織、40ぐらいあるのですけれども、そちらのほうになったということで、広域組織のほうではその75%のなおかつ6分の6か、6分の6ということは100%なのですけれども、それと6分の5、ちょっと落とした金額にできるということでございますが、広域の活動組織のほうは全部6分の5でやるということになりました。ただ、満額もらうためには多面的機能の増進を図る取り組みを1つ以上実施しないと6分の6、満額はもらえませんよということで、残りの田上郷は直営施行をやったり、曾根は農村文化の伝承、いわゆる曾根ニンジンの保全ということで取り組みを行っておりますので、6分の6ということでございます。そして、その分の不用額となった金額を今回減額させていただくための補正でございます。

続きまして、2項1目林業振興費でございます。これについては、42万円の減額をお願いするものでございまして、19節の負担金補助及び交付金、森林環境保全整備事業ということで30万円の減額でございます。これについては、事業主体は南蒲原森林組合が行うのですけれども、事業内容等の変更により減となっております。単価と面積が変更となっております。減少したということでございます。それともう一つ、森林整備地域活動支援交付金事業補助金ということで、これは多分マルユ一さんが行う森林経営計画を策定する予定であったのが事業の中止の申し出があったため、全部取りやめということで総額の12万円の減額をお願いするものでございます。

最後になりますけれども、下のほうに7款ということでのってございます。7款1項2目商業振興費9,592万2,000円の減額をお願いするものでございまして、商工業振興事業ということでございます。

17節公有財産購入費1億7,280万円の減額をお願いするものでございまして、先ほど総務課長が歳入のところで申し上げましたけれども、補正でお願いした取得の部分、企業進出が決まりましたので、なくなったために今回減額をさせていただくということでございますし、19節の負担金補助及び交付金7,687万8,000円については、めくっていただいて、86ページの上のほう、県央土地開発公社運営費補助金ということでございまして、これも1月17日の全員協議会で総務課のほうから資料も提示してありますけれども、実際の方譲に必要な単価よりも分譲価格は値引きをして販売しておりますので、その分譲、必要単価と分譲価格、値引き価格の差額を今回開発公社のほうに入れるということで総額で7,687万8,000円をお願いするというものでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） すみません。まことに申しわけないのですが、1ページ戻っていただいて、84ページお願いしたいと思いますが、農地費の右側の説明欄にあります、農地、一般事業の繰出金の831万3,000円につきましては集落排水事業の特別会計の繰出金の減額でございますが、これは集落排水事業の精算見込みにあわせて減額するものでございますので、集落排水事業でご説明申し上げます。

次に、国土調査事業でございますが、428万3,000円の減額をお願いするものでございますが、交付決定による減額でございます。なお、採択率につきましては73%でございます。

次に、1ページおはぐりください。8款1項1目の道路橋梁総務費でございますが、13万円の追加をするものでございますが、需用費のほうで法令追録代の、法改正等がございます、不足を見込まれることから13万円追加をお願いするものでございます。

次に、2目の道路維持費でございますが、63万7,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄で説明させていただきます。社会資本整備交付金事業の国庫補助事業でございます。15節の工事請負費で63万7,000円の減額をするものですが、上3本についてはいずれも交付決定による減額で、採択率は76%でございます。したがって、本田上・横場線については減額の600万円、川船河・西9号線については減額の734万6,000円、長寿命化修繕工事については79万円を交付決定によりまして減額をお願いするものでございます。一番最後でございますが、川船河・西9号線については追加補正分ということで、総務課長のほうから説明していただきましたけれども、1,349万9,000円の追加をお願いするものでございます。これについては、国の追加補正によりまして今回計上するものでございます。これは、3月16日に交付決定が予定されておりまして、やむを得ず29年度として繰り越しして仕事するものでございます。

次に、8款1項4目の道路新設改良費ですが、48万9,000円の減額をお願いするものですが、これは請負請け差での精算でございます。

次に、8款2項2目の河川改良費でございますが、10万円の追加をお願いするものでございますが、これは才歩川水門、ほか調査業務委託料で精算にあわせて、今年雨は少し多かったものですから、その費用を、トンネルでありますけれども、2万円の追加をお願いするものでございます。

1 ページおはぐりください。8 款 3 項 1 目の都市計画費でございますが、264 万 2,000 円の減額をお願いするものでございます。説明欄お願いします。立地適正化業務委託ということで191 万 5,000 円の減額をお願いするものでございます。先の委員会でもお話ししたとおり、1 年先送りする部分がございまして、その減額をお願いするものでございます。

次に、都市計画用途地域変更及び地区計画決定の業務委託料として72 万 7,000 円の減額をお願いするものでございますが、委員の皆さんわかるとおり、本田上工業団地の用途の変更を行う予定でございましたが、ちょっとできなくなりましたので、途中でやめたことによりまして減額をお願いするものでございます。

次に、3 目の下水道対策費でございますが、2,492 万 7,000 円の減額をお願いするものでございます。これは、繰出金でございまして、下水道事業の事業確定見込みによりまして2,492 万 7,000 円の減額をお願いするものでございます。下水道事業のところでご説明申し上げます。

次に、8 款 4 項 1 目の住宅管理費でございますが、750 万円の減額をお願いするものでございます。負担金補助及び交付金でございます。民間賃貸住宅建設補助金ということで500 万円の減額、これは一般世帯向けのアパートの補助金を500 万円準備しておったのですが、申し込みがなかったものですから、減額させていただきます。多世帯同居住まい推進リフォームということでございますが、これ250 万円の減額でございますが、当初予算10 件を見込んでおったのですが、申し込みが6 件ありましたが、最終的に1 件の方が雪の関係で取り消されましたので5 件ということで、1 件当たり50 万円が上限でございますので、5 件掛ける50 万円ということで250 万円の減額をお願いするものでございます。

一般会計は、以上で終わらせていただきます。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 課長、ここで休憩します。

先ほど一般会計と、それから特別会計と一緒にというふうにしましたけれども、一般会計、実がありそうでございますので、ここで一旦切らせていただいて、再開後質疑に入りたいと思います。

午前 11 時 07 分 休 憩

午前 11 時 13 分 再 開

総務産経常任委員長（皆川忠志君） それでは、おそろいですので、委員会を再開いたします。

議案第26号 田上町の一般会計補正予算（第12号）、説明が終わりました。

皆さんのほうからご質疑ございましたらお願いいたします。

11番（池井 豊君） 全般のことについてちょっと聞きたい。今回この補正見ると、大幅な減額があって、減額補正、トータルで1億9,200万円なのですけれども、予算編成に当たって、当然年度末に来れば減額補正いっぱい出てくるのだけれども、何%ぐらいの誤差と言ったらおかしいのですけれども、減額等々の差額をよしとして予算編成しているのかという。今回工業団地の件だとか、またはいろんなお金の動き、大きいのがあるのですけれども、余りにも減額、減額、減額というのが金額が大きいのがいっぱいあるなど、それは納得できるのだけれども、全体の枠として、これは荒っぽい予算編成だったのではないかなというような危惧するのですけれども、そこら辺はどの程度のことを財政当局が考えながら、何%の誤差と言ったらおかしいのですけれども、考えながら予算編成をしているのか。個々は納得できております。そこら辺ちょっとどういうふうな考え方なのか、基本的な考え方聞かせてください。

総務課長（吉澤深雪君） 確かにおっしゃるとおりであります。ただ、当初予算を組んだときに何%なら許容範囲というふうなことは、そういうものは想定しておりません。あくまでも今回12月に、池井委員おっしゃったとおりに工業団地の関係、用地取得を1億7,200万円とか、取得をするということでお願いしたのですが、それをすぐに年明けて、ちゃぶ台返しみたいに取り消しをさせてもらいたい。それは、当然用地を取得する予定であったのですが、それが売却できるという、本来あるべきよい姿になったものでありますから、それを急遽取り消していただいたということで、その分で1億7,000万円というものが減額というふうなことでありますので、それがまず大きいものであろうということでもあります。ただ、それ以外については社会資本の関係、交付金関係であります。それは私どものほうは要望していたものに対して採択率が76%とか、そういうふうなことでいろいろなところで結構ありましたが、もちろん道の駅もそうありますが、その採択率の関係がどうしても国のほうからある程度カットされてくるものですから、それにあわせて事業費等を減額をさせてもらったというふうなことであります。回答にはなっていませんが、では何%などというふうな、そういう設定は当初からしておりませんし、全くそれはできるものではないというふうに感じております。

以上であります。

11番（池井 豊君） 納得できないのですけれども、わかりました。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） そのほかございますか。

1点教えてください。先ほどの採択率に、地域整備課長からもいろいろ出ているのですけれども、特に社会資本整備の交付金の関係で、道の駅等の関係で採択率に差があってもいいということで、これは全体の予算についてはどのような影響を見越しているというか、考えておられるのかというのはありますか。採択率の変更に伴って。言っている意味わかりますか。これは、地域整備課長が答えるものではない。

地域整備課長（土田 覚君） 町長おられますけれども、国の補助事業は前年比1.00出るのでございますけれども、新潟県に入って割り振りすると、自分のところは多く取って、県なり市町村も今年は25%ぐらいの採択率だったというふうに私は感じています。したがって、その25%どうするかということは先送りというふうな形になるかと思っておりますけれども、そういうことになりますし、ただ、道の駅は、この関係はそれなりについたほうだというふうに私は思っていますけれども、こちらに聞いてください。すみません。答弁ではなかったのです。

副町長（小日向 至君） 全体部分を補足しますが、特に今社会資本整備の関係の採択率は、100%入ってくればその施設、全部できるのですけれども、できなければ来年度に送ってやろうということを想定して予算組んでいますし、さっき言いましたように、総務課長も1回、この補正の中に入っていますが、委託料のところについては工事費のほうに回して、来たものは全部使ってしまうという話をしています、そういう形ですので、予算全体の中で今年下がった分については来年度に回しながら、国の補助金の枠の中で仕事していこうというふうに想定しています。問題は、道の駅の部分は特に期間が決まっていますから、一番最後までいって、満額の採択率がつくかどうかというのはちょっと勝負になってくるかなとは思っていますので、現時点では余り大きく影響はしていないという予算の組み方になっていますから。大体何となくわかりましたでしょうか。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 趣旨を聞きたかったのです。交流会館もそうだけれども、道の駅、それから原ヶ崎の交流センターを含めて、執行側が想定していた補助率というか、それがこういうふうにちょこちょこ採択率が変更されて、採択率が低くなったと。助成率が変わってきているということと、それから先ほどの道の駅の関係で県に売却する額を減らされてきているわけですよ。こういうのを考えると、執行側が考えていた交流会館とか道の駅等の関係で影響があるかないかというのを聞きたかったのですけれども、言っている意味わかりますか。

副町長（小日向 至君） 当初国に対して予算上、こんなに来ないのではないかなと。

相当減らされるだろうという覚悟はしておりまして、それは町長が国に行ったり何かすると、国全体が大分……それで、前倒しをして予算補正をしてくれという話で走り出したということもおわかりだと思っております。これは、国自体の予算が減ってきているから、逆に前倒しをしてやっていたほうがいいよという話で出始めたという経過で、事業が早目になったという部分ありますが、本音のところ、意外とついたなというのが私の感じですか。

当初計画のときから、2年ぐらい前でしょうか、担当と話したのですが、多分こういうふうに申請するけれども、よそのものを見ていくと、思ったほど予算ついてこないよねという想定した中の事業を組んでいますから、順調なのかなと、予定。ただ、何回も言うように、終わる年度が決まっていますから、地域整備課のようにしばらくその仕事が進むのであれば、今年つかなければ来年、来年つかなければ再来年というように延ばされますが、道の駅はけつが決まっていますから、最後のけつのところまでに、全体予定した予算がついてないと、単独で持ち出して仕事せざるを得なくなる可能性がこれからはあり得るかもしれませんが、現時点でまだそこまでいっていないので、これからの様子見になるのかというふうに感覚として持っています。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 全体的な今の執行側が考えている考えもわかりました。

そのほか何かございますか。よろしいですか。

質疑なければ、では議案第26号につきましては質疑を終了いたします。

議案第27号、28号、33号について、一括で説明をお願いします。

地域整備課長（土田 覚君） すみません。お手元の議案書92ページ、お願いします。議案第27号でございますが、田上町下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。歳入歳出それぞれ2,573万9,000円を減額しまして、3億7,031万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入から行きますのでお願いします。97ページからになります。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目の下水道事業負担金でございますが、2万1,000円追加でございます。これは、湯川の1件が入ったことによります分担金のことでございます。

2款の使用料及び手数料、1項使用料、1目の下水道使用料でございますが、87万4,000円の追加をお願いするものでございます。これは、下水道使用の滞納繰り越し分の見込みを追加したものでございます。

次に、3款1項1目の下水道事業費国庫補助金ですが、61万4,000円の減額をお願いするものでございますが、事業の確定によりまして減額をお願いするもの、これ請負請け差でございます。

4款1項1目の繰入金ですが、2,492万7,000円の減額をお願いするものでございますが、3月末の事業確定見込みにあわせまして、最初にあわせて2,492万7,000円の減額をお願いするものでございます。

1ページおはぐりください。6款4項1目の雑入ですが、39万3,000円の減額をお願いするものでございます。この内容については、消費税還付金でございます。

7款1項1目の下水道事業債については、70万円の減額ですが、事業の確定によりまして補助裏の下水道事業債を70万円減額するものでございます。

次に、99ページ、歳出をご説明申し上げます。1款2項1目の管渠維持費でございますが、224万4,000円をお願いするものでございます。説明欄で説明させていただきます。

11節の需用費、12節の役務費、13節の委託料、いずれも請負請け差や不用額でございます。

次に、2目の処理場管理費でございますが、1,496万1,000円の減額をお願いするものでございますが、説明欄で説明させていただきますが、11節の需用費、修繕料で543万5,000円、これについては当初予算に修繕料、見込んでおったのですが、大きな壊れ物がなかったということで不用額として543万5,000円の減額をお願いするものでございます。機器の修繕がなかったということでございます。

次に、13節の委託料952万6,000円の減額をお願いするものでございまして、下水道施設維持管理業務委託594万円の減額、電気設備点検業務委託358万6,000円の減額、いずれも請負請け差でございます。

次に、2款1項1目の下水道事業費でございます。716万2,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄で説明させていただきます。

11節の需用費97万2,000円の追加をお願いするもので、これは下水道の計画一般図や都市計画の総括図を印刷するのに必要な経費が当初予算に盛り込んでいませんでしたので、すみません。ここで印刷しなければならないということで97万2,000円の追加をお願いするものでございます。

1ページおはぐりください。13節の委託料122万8,000円でございますが、田上終末処理場の改築更新実施設計業務委託、これ請負請け差でございます。

15節の工事請負費690万6,000円でございますが、管渠布設工事で345万6,000円と

ということで、これは不用額です。湯川地内で管渠布設工事を予定しておったのですが、新しい家を親の敷地内に建てるということに決定しましたので、丸々不用額として減額させていただくものですし、公共污水升設置工事345万円の減額につきましては中轄地内で、どうしても29年度に公共升つけてくださいというお話があったのですが、最終的にお話が決まらなかったということで、工場等のお話があったのですが、最終的に決定まで至らなかったということで、今回345万円の減額をお願いするものでございます。

3款1項の公債費でございますが、137万2,000円の減額をお願いするものでございますが、償還金利子、割引料については当初予算で1%で見っておったものを0.5%になりましたものですから、137万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、101ページの集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、601万4,000円を減額し、7,309万9,000円とするものでございます。これも年度末に至り、事業をほぼ確定したことによりまして増減の整理をお願いするものでございます。

それでは、歳入からいきますのでお願いします。106ページになります。よろしいでしょうか。1款1項1目農業集落排水事業分担金につきましては、13万8,000円の追加をお願いするものでございます。これは、石田新田で1件の方が加入されたということで分担金を納めるというものでございます。

次に、2款1項1目の農業集落排水使用料ですが、84万2,000円の減額をお願いするものでございまして、現年使用料について100万円、実績見込みで3月末まで大体100万円ぐらい使用料の歳入が少なくなりそうだとということで減額の100万円、滞納繰り越し分として15万8,000円の追加をお願いするもので、相殺して84万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、繰入金につきましては831万3,000円の減額をお願いするものでございまして、一般会計の繰入金でございますが、歳出にあわせて、精算にあわせて831万3,000円の減額をお願いするものでございます。

4款1項1目の繰入金でございますが、補正額300万3,000円でございますが、平成28年度の繰越金をここで充当するものでございます。

1ページおはぐりください。108ページになります。歳出でございます。1款2項1目の管渠維持費でございますが、284万円の減額をお願いするものでございまして、いずれも3月末の事業見込みの確定によりまして減額をお願いするものでございます。修繕料で185万9,000円、これも不用額でございますが、機器の関係が予想をしていたよりも壊れなかったということで185万9,000円の減額。

13節の委託料、15節の工事請負費、いずれも工事請負請け差や不用額でございます。

2目の処理場維持費でございますが、317万4,000円の減額でございますが、説明欄で説明します。

11節の需用費については、消耗品や光熱水費、修繕料については不用額でございます。それだけ使わなかったということで今回減額させていただきたいと思っております。

12節の役務費についても汚泥処分でございますが、手数料43万7,000円の減額でございます。これも精算見込みにあわせて、不用額として減額するものでございます。

13節の委託料につきましては、48万6,000円の減額、これ2本についてはいずれも請負請け差でございます。

次に、149ページお願いします。議案第33号 田上町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。収益的収入の水道事業収益予定額を239万7,000円減額し、2億4,474万2,000円に、並びに支出の水道事業予定額を219万1,000円追加し、2億6,694万2,000円といたすものでございます。

1ページはぐりください。収入でございますが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目の給水収益でございますが、これ水道使用料です。239万7,000円の減額をお願いするもので、3月末の水道使用料の見込みを考えますと239万7,000円の減額をお願いするものでございます。

支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目の原浄水及び配給水費ですが、211万8,000円の追加をお願いするものでございまして、2節の手当、これ2月に凍結や漏水等の配水池の水位低下作業に伴いまして、時間外勤務手当をかなり使いましたものですから、不足が見込まれることから55万円の追加をお願いするものですし、17節の修繕料においても配水管の修繕、量水機、止水栓等の修繕、これも凍結や壊れたものによりまして修繕料に不足が見込まれることから100万円の追加をお願いするものでございます。

25節の受水費でございますが、これ三条水道企業団でございますが、実績見込み、凍結防止にかなり使いましたので、56万8,000円の追加をお願いするものでございます。

その他営業費用につきましては7万3,000円の、一般会計支出金も事業拡大によりまして追加をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。以上で終わります。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 説明が終わりました。

皆さんのほうから、3案件、一緒ですけれども、ご質疑があったらご発言願います。

6番（椿 一春君） 99ページのところなのですが、下水道施設の維持管理と電気設備点検で、その委託料で減額されております。その減額のものが590万円とか350万円で、少し高い金額だと思うのですが、当初予算が幾らかというのと、それに対して何%減っているのか。その理由は、請け差で事業所が買ったとか、企業努力なのか。その要因をちょっとお聞かせください。

地域整備課長（土田 覚君） まず、99ページ、下水道施設維持管理業務でございますが、当初予算3,693万6,000円につきまして請負が3,099万6,000円でございますので、その差額を請負請け差ということで減額させてもらうものでございますし、電気設備736万6,000円の当初予算につきまして378万円の実施請負額でございますので、その請負請け差がこれだけ出ているということでございます。下水道施設の維持管理業務については、歩掛かりというのは全国的な歩掛かりですし、町内の業者さんが請けてございますので、相当勉強していただいているというふうに認識しております。毎年大体このぐらいで札を入れていただいております。

以上でございます。

6番（椿 一春君） 維持管理費のほうに関しては、町内の事業者さんで努力していただくというのはわかったのですが、電気も同じようなものでいいのでしょうか、それとも。電気項目と点検設備項目というのは大体毎年決まっていると思うのですが、それ皆、約半分ぐらいでおさまっているというのはどうしてなのか、お聞かせください。

地域整備課長（土田 覚君） それなりの点検業者から点検していただいております。部品交換とか、そういう部分が余りなかった部分がございましてその分が、高額の部品がなかったということで、これで済んだということでございまして、よろしく申し上げます。

以上でございます。

6番（椿 一春君） 普通の通常点検ではなくて、点検に応じていろいろ修繕費も含まれた実績ということで理解してよろしいのですね。

地域整備課長（土田 覚君） よろしいです。部品の交換とか、そういう部分も入ってでの点検していただいておりますので、よろしく申し上げます。

総務産経常任委員長（皆川忠志君） その他、ご質疑ございませんね。

それでは、今ほどご説明いただきました予算議案につきましては、これで質疑を終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

まず、承認第1号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告につきまして討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり決しました。

次に、承認第2号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第11号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第16号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第17号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第25号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第26号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第27号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第28号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり決しました。

最後になります。議案第33号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり決しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

長時間にわたりご審議ありがとうございました。

以上で閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時43分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成30年3月6日

総務産経常任委員長 皆 川 忠 志